

平成 28 年 6 月 23 日

平成 28 年度独立行政法人国立公文書館調達等合理化計画

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定）に基づき、独立行政法人国立公文書館は、事務・事業の特性を踏まえ、P D C A サイクルにより、公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組むため、平成 28 年度独立行政法人国立公文書館調達等合理化計画を以下のとおり定める。

1. 調達の現状と要因の分析

- (1) 国立公文書館における平成 27 年度の契約状況は、表 1 のようになっており、契約件数は 46 件、契約金額は 2,105,653,071 円である。また、競争性のある契約は 39 件（84.8%）、2,082,604,268 円（98.5%）、競争性のない契約は 7 件（15.2%）、23,048,803 円（1.1%）となっている。平成 26 年度と比較して、競争性のない随意契約の割合が件数・金額共に小さくなっている。（件数は 41.7%の減、金額は 83.3%の減）

表 1 平成 27 年度の国立公文書館の調達全体像（単位：件、億円）

	平成 26 年度		平成 27 年度		比較増△減	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
競争入札等	(73.0%) 46	(77.8%) 5.7	(80.4%) 37	(98.5%) 20.7	(△19.6%) △9	(265.9%) 15.1
企画競争・公募	(7.9%) 5	(3.3%) 0.2	(4.3%) 2	(0.4%) 0.09	(△60%) △3	(△64.0%) △0.15
競争性のある契約（小計）	(81.0%) 51	(81.1%) 5.9	(84.8%) 39	(98.9%) 20.8	(△23.5%) △12	(252.4%) 15
競争性のない随意契約	(19.0%) 12	(18.9%) 1.4	(15.2%) 7	(1.1%) 0.2	(△41.7%) △5	(△83.3%) △1.1
合計	(100%) 63	(100%) 7.3	(100%) 46	(100%) 21.1	(△27.0%) △17	(188.9%) 13.8

(注 1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注 2) 比較増△減の（）書きは、平成 27 年度の対 26 年度伸率である。

- (2) 国立公文書館における平成 27 年度の一者応札・応募の状況は、表 2 のようになっており、契約件数は 7 件（17.9%）、契約金額は 1,716,091,984 円（82.4%）である。

平成 26 年度と比較して、一者応札・応募による契約の割合が、件数・金額ともに大きくなっ

ている（件数は40.0%の増、金額は2306.4%の増）が、件数・金額の大部分（17.2億円のうち約16億）は国立公文書館デジタルアーカイブ等システムの設計・開発等一式及び電子公文書等の移管・保存・利用システムの設計・開発等一式によるものであり、複数者が応札の意向を示していたものの、既存の業者より安価での落札が難しいとの理由から入札の辞退があり、一者応札となったものである。

表2 平成27年度の国立公文書館の一者応札・応募状況（単位：件、億円）

		平成26年度	平成27年度	比較増△減
2者以上	件数	46 (90.2%)	32 (82.1%)	△14 (△30.4%)
	金額	5.2 (87.9%)	3.7 (17.6%)	△1.5 (△29.5%)
1者以下	件数	5 (9.8%)	7 (17.9%)	2 (40.0%)
	金額	0.7 (12.1%)	17.2 (82.4%)	16.4 (2306.4%)
合計	件数	51 (100%)	39 (100%)	△12 (△23.5%)
	金額	5.9 (100%)	20.8 (100%)	14.9 (252.4%)

（注1） 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

（注2） 合計欄は、競争契約（一般競争、指名競争、企画競争、公募）を行った計数である。

（注3） 比較増△減の（）書きは、平成27年度の対26年度伸率である。

## 2. 重点的に取り組む分野（【 】は評価指標）

上記1の現状分析等を含め総合的な検討を行った結果、人的警備業務に関する調達分野について、状況に即した調達の改善及び事務処理の効率化に努めることとする。

### （1）人的警備業務に関する調達

人的警備業務に関する調達について、競争性の確保の理由から、平成28年度以降においては、新たに①の取組を実施することにより、一般競争入札に移行する。【競争性のない随意契約のうち継続的な調達案件1件減】

① 一般競争入札に移行する際に考慮すべき諸条件の検討

## 3. 調達に関するガバナンスの徹底

### （1）随意契約に関する内部統制の確立

小額随意契約以外に新たに随意契約を締結することとなる案件については、国立公文書館幹部会に事前に報告し、会計規程における「随意契約によることができる事由」との整合性や、より競争性のある調達手続の実施の可否の観点から点検を受けることとする。

ただし、緊急の場合等止むを得ないと認められる場合は、事後的に報告を行うこととする。

## 4. 自己評価の実施

調達等合理化計画の自己評価については、各事業年度に係る業務の実績等に関する評価の一環として、年度終了後に実施し、自己評価結果を主務大臣に報告し、主務大臣の評価を受ける。主務大臣による評価結果を踏まえ、その後の調達等合理化計画の改定・策定等に反映させるものとする。

## 5. 推進体制

### (1) 推進体制

本計画に定める各事項を着実に実施するため、国立公文書館幹部会により調達等合理化に取り組むものとする。

### (2) 契約監視委員会の活用

監事及び外部有識者によって構成する契約監視委員会は、当計画の策定及び自己評価の際の点検を行うとともに、これに関連して、競争性のない随意契約及び一者応札・応募案件に該当する個々の契約案件の事後点検を行い、その審議概要を公表する。

## 6. その他

調達等合理化計画及び自己評価結果等については、国立公文書館のホームページ等にて公表するものとする。

なお、計画の進捗状況を踏まえ、新たな取組の追加等があった場合には、調達等合理化計画の改定を行うものとする。